

# 韓国における初等・中等教育政策の現状と課題（1）

## —第7次教育課程を中心に—

金子 満\*

(2008年10月30日 受理)

### Primary and Secondary Education Policy in South Korea

KANEKO Mitsuru

## 要約

現在の韓国における教育政策の根幹を形成するきっかけとなった「世界化・情報化時代を主導する新教育体制樹立のための教育改革案」に着目しつつ、本論文では、「韓国における初等・中等教育政策の現状と課題」のパート1として、同改革案を踏まえ新しく成立した教育課程におけるナショナルスタンダードである「第7次教育課程」の成立過程及び内実、そして課題について分析を試みている。

「第7次教育課程」の特徴として「学習者中心」の教育を基本理念としており、それは、学習者の能力や興味を尊重する「水準別教育課程」として、他方で、国際化や情報化への適応を踏まえ、学習者が学習内容の選定や学習課程に能動的に参加する「自己主導的学習」として具体化されている。これらの学習はOECD主管の「生徒の学習到達度調査（PISA）」の結果においても優秀な成績を維持し続けている点から一定の評価をうけているが、一方で競争原理を導入した教育課程は、結果として塾や家庭教師などの私教育の増大を招いており、所得における階層間格差が、児童生徒の教育機会の不平等をもたらしている。また、個人の資質や適性に合わせた教育が実施されるべく教育課程において教科選択の幅を広げたものの、結果として大学入試を有利に進めるための手段となっている。同教育課程が目指す、基本理念を推進する際、教育の機会の均等をどのように確保していくかが課題となっている。

キーワード：韓国、教育改革、第7次教育課程、水準別教育課程、教育評価

---

\* 鹿児島大学教育学部 講師

## 1. はじめに

韓国の教育は、「漢江の奇跡」と称された1960年代以降の驚異的な高度経済成長に伴った政治・社会・文化における急激な変化とともに、教育分野においては、国民の高い教育熱に支えられて、急速に量的な拡大を遂げた。1960年代における韓国教育の特徴は、児童・生徒数の増加、教育施設の増大、教員数の増加などをはじめとする教育規模の量的拡大であったといえる。こうした児童・生徒数の急増はクラスの過密化、学校規模の過大化、教員数の不足、教育施設の不足、受験競争の熾烈化などにつながり、学校教育の正常化のための改革措置が求められるようになった。教育の量的拡大化が進むなか、過度の受験競争や画一的な教育などの問題が指摘されるようになり、また急速な科学技術の進歩や社会経済の変化の中で教育改革論議が1980年代半ばから活発となった。1985年には大統領直属の「教育改革審議会」が設置されたのを皮切りに、21世紀の韓国社会を支える「自主的、創造的、道徳的」人間の育成を目指し、教育の質の向上、教育の分権化、教育機会の均等化などを基本方向とした改革が実施されてきた。そして10年後に再びこれまでの教育改革の基本的な方向を継承した大統領の諮問機関「教育改革委員会」が設置され、1995年5月31日、国際化や情報化などの視点を取り入れた「世界化・情報化時代を主導する新教育体制樹立のための教育改革案」（以下5・31教育改革案とする）が提示された<sup>1</sup>。韓国初の文民政府として誕生した金泳三大統領のもと発表された5・31教育改革案は、その後の金大中政権、そして盧武鉉政権においても基本的に踏襲されるなど、近年の韓国の教育政策の根幹となっている。特に、初等・中等教育政策においては、「人間性及び創意性を育てる教育課程」の運営や「学習者の多様な個性を尊重する初等・中等教育運営」の実施などが提起されるとともにこれらの政策を実現させるため、1997年にはあたらしく「初等・中等教育法」が施行され、同法律第23条に基づき、「第7次教育課程」が作成されることとなった<sup>2</sup>。

そこで、本論文では、「韓国における初等・中等教育政策の現状と課題」のパート1として5・31教育改革案を踏まえて成立した教育課程におけるナショナルスタンダードである「第7次教育課程」（日本の学習指導要領に相当）の成立過程および内実、そして課題について分析することにする。

## 2. 韓国における教育課程の変遷

政府が告示する「教育課程」によって初等学校、中学校、高等学校の教育内容を規定するようになったのは、1954年（第1次）からであり、以後、1963年（第2次）、73年（第3次）、81年（第4次）、87年（第5次）、92年（第6次）と5回の改定が行われた。そして1995年に設置された教育改革委員会では児童生徒の適性と能力に適合した多様な学習を提供するため、①必修

課目の縮小及び選択科目拡大、②情報化・国際化教育の強化、③水準別教育課程の編成・運営を教育課程改善の原則として設定し、教育改革委員会内に「教育課程特別委員会」が構成・運営され、同年末に教育課程改訂（第7次）の基本骨格が準備された。

このように教育改革を実現させるためには、初・中等学校の教育課程改訂は何よりも優先されなければならない教育改革事業とされていた。それは、初・中等教育法第23条に基づき告示される教育課程は、教育の目標と内容、方法、評価の基準を示すだけでなく、教育投資、予算、行政、教員の養成・需給・研修、教科書の作成、入試制度、教育施設・設備などに対する政策立案と執行の根拠になる「教育の基本設計図」としての機能を持っているからである。

政府は、1996年2月に「初・中等学校教育課程改革」を教育改革における課題の一環として提示し、①国民共通基本教育課程体制による教育課程編制の導入、②児童生徒の個人差を考慮した水準別教育課程導入、③能力中心の目標設定と具体的内容提示の最小化、④教育課程に対するサポート体制の確立などに関する詳細な改訂指針を提示した。

教育改革の課題として提示された新教育課程では、児童生徒の健全な人間性発達をはかり、多様な能力と適性を尊重し、独創的な価値を生産する創意的な能力を培うことを強調した。そのためには、国の教育課程に対する全般的な見直しが必要となり、新教育課程（第7次教育課程）では、児童生徒たちが自分の適性と素質にあった教科目を選択し、能動的、自律的に勉強するようにする「学習者中心の教育課程」として改訂しなければならないとされた。新教育課程成立の背景には、国際化・情報化・多様化を志向する教育体制の変化と、急速な社会変化、科学・技術と学問の急激な発展、経済・産業・就業構造の変革、教育需要者の要求と必要の変化、教育条件及び環境の変化など、教育を取り囲む内外的な体制及び環境、需要の大幅な変化等があった。

しかし教育課程の改訂は、現在まで長期にわたり施行・定着してきた教育の歴史と成果をもとに推進されているため、現実的な教育条件と環境、教育経験と制度を教育改革の実現に向けて調整しなければならないという難しさがあるだけでなく、さまざまな改訂上の制約による複雑な選択と意思決定の課程でもあった。このような教育課程の理想と現実、改革と維持の葛藤の中で21世紀の情報化・国際化時代を主体的に導き、推進させることが出来る自律的で、創意的な韓国人を育てるためには学校教育自体が変革しなければならないとされた。このような時代的、教育的要請に応じ、政府は1996年3月より初・中等学校の教育課程改訂計画を樹立し、ソウル大学を含めた14の大学・研究機関、学会に改訂案の研究開発を委託した後、各種協議会、セミナー、公庁会そして市・道教育庁と学校現場における試験運用、審議及び修正・補完を経て1997年12月30日、第7次教育課程を告示した。

### 3. 第7次教育課程の教育目標

第7次教育課程における「求められる人間像」では「我が国の教育は弘益人間<sup>3</sup>の理想の下、すべての国民にとって人格を陶冶し、自主的生活能力と民主的市民として必要な資質を備えるようにし、人間らしい生活を営むようにし、民主国家の発展と人類公益の理想実現に貢献できる」ことを目的としており、こうした教育理念に基づき、同教育課程が追い求める人間像として、①全人的成長の基盤の上に個性を追い求める人、②以基礎能力を土台に創意的な能力を発揮する人、③幅広い教養を土台に進路を開拓する人、④韓国の文化に対する理解の土台の上に新しい価値を創造する人、⑤民主的市民意識を基礎に共同体の発展に貢献する人の5つが挙げられている。

「第7次教育課程」では、これらの人間像を実現するため、初等学校及び中学校、高等学校の教育目標として、次のように規定している。

#### ○ 初等学校における教育目標

初等学校における教育は児童の学習と、日常生活に必要な基礎能力の培養と基本的な生活習慣を形成することに重点を置き、▽心身の調和がとれた発達のために多様な経験をさせること、▽日常生活の問題を理解し、解決するための基本的な能力を発達させる手助けをすること、▽様々な方法で児童生徒自身の感覚や思考を表現するための豊富な経験を積ませること、▽児童に多種多様な業種からなる世界を理解するために役立つ幅広い学習経験を与えること、▽伝統や文化を理解し鑑賞する態度を養うこと、▽日常生活に欠かせない基本的な生活習慣を育み、隣人や国への愛情を育てること。

#### ○ 中学校における教育目標

中学校の教育は初等学校の成果をもとに、生徒の学習と日常生活に必要な基礎能力と市民としての資質を涵養することに重点を置き、▽心身の均衡のとれた発達を促進し、生徒に自己の可能性を発見させる機会を与えること、▽生徒に学習と日常生活に欠かせない根本的問題を解決する能力を育ませる助けとなり、自身の考えや感情を創造的に表現する経験を与えること、▽生徒が幅広い分野の知識と能力を修得できるようにし、それによって、生徒が自分の進路を能動的に選択できるようにすること、▽伝統と文化に属し、発展させていく態度を養うこと、▽自由な民主主義国家と民主主義的な生き方の根本的な価値と原則に対する理解を養うこと。

#### ○ 高等学校における教育目標

高等学校の教育は、中学校の成果をもとに、生徒の適性と素質に応じた進路選択能力と国際人としての資質を涵養することに重点を置き、▽心身が健全で均衡のとれた人格形成を行い、成熟した自我意識を持たせること、▽学習と生活に必要な論理的、批判的、創造的思考力と態度を育

むこと、▽多彩な分野の知識と技能を育み、適性と素質に応じた進路を開拓する能力を育むこと、▽韓国の伝統と文化を世界の中で発展させようとする態度を養うこと、▽国家共同体の形成と発展のために努力し、世界市民としての意識と態度を養うこと。

以上のように初等学校、中学校、高等学校における教育目標では、児童・生徒の学習意欲の向上と、個々人の適性にあわせ学習の選択の幅を広げること、さらには、韓国の伝統や文化を深く理解させるための努力を行うことなどが掲げられているのが特徴的である。

#### 4. 第7次教育課程の構成と特徴

第7次教育課程は「需要者中心」あるいは「学習者中心」の教育を基本命題としている。それは一方で、学習者の能力や興味を尊重する「個別化学習」と「水準別教育課程」として、他方で、国際化や情報化への適応を踏まえ、学習者が学習内容の選定や学習課程に能動的に参加する「自己主導的学習」として具体化されている。その中でも特に水準別教育課程は、「教育課程」全体を規定する原則となっている。

第7次教育課程の特徴としては、▽初等学校1学年から高等学校1学年までの10年間を「国民共通基本教育課程」と位置づけて学校種を越えた教育課程を構想し、高校の第2、3学年は適性や進路に応じ、選択教科制度を充実させている、▽「国民共通基本教育課程」において水準別教育課程が導入されるようになり、児童生徒の能力と個人差により系統学習の教科内容については段階別、領域別学習の教科の内容については難易度別に複数の教育課程を編成・運営されるようになる、▽児童生徒の自己主導的な学習能力を伸長させるため、学校裁量の活動時間が増設される、▽教科ごとの教育目標が設定され、定期的な学力評価と学校教育課程の評価が実施されるようになる、▽情報化時代に備えた創意性と情報能力を培養するため、コンピューター教育を強化し、自己主導的な学習能力を促進することが出来る教育活動を保障する等が挙げられる。

なお、具体的な教育課程の基本方針は以下のとおりである。

- ① 「国民共通基本教育課程」の時間配当の基準に割り当てられた各学年別教科、裁量活動、特別活動の授業時間数は、すべての児童生徒が必須に履修しなければならない年間基準授業時数である。
- ② 国民共通基本教科の中、次の教科は水準別教育課程として編成、運営する。
  - ・ 数学（算数）は第1学年から第10学年までの10段階、英語は、第7学年から第10学年までの4段階を設け、段階別に学期を単位とする2つの下位段階を設定して段階型水準別教育課程を運営する。
  - ・ 国語は、第1学年から第10学年まで、社会と理科は、第3学年から第10学年まで、英語は第3

学年から第6学年まで深化・補充型水準別教育課程を運営する<sup>4</sup>。

- ③ 裁量活動における教科裁量活動とは、中等学校の選択教科学習と国民共通基本教科の深化・補充学習のためであり、創意的裁量活動とは、学校独自の教育的な必要、児童生徒の要求などに応じた教科外の学習と自己主導的学習のことである。
- ・ 初等学校の裁量活動は、学校の実情に応じて融通の利くように割り当てることが出来るが、教科の深化・補充学習よりは、児童の自己主導的学習能力を促進させるための創意的裁量活動に重点を置く。
  - ・ 中学校の教科裁量活動の年間授業時数は、102時間以上であり、漢文、コンピューター、環境、生活外国語（ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、日本語、ロシア語、アラビア語）、その他の選択教科の学習時間に優先的に割り当て、残りの時間は国民共通基本教科の深化・補充学習時間として活用する。創意的裁量活動は、年間34時間以上とする。
- ④ 特別活動は次のように編成・運営する。
- ・ 特別活動に割り当てられた時間（単位）数は、児童生徒の要求と地域及び学校の特性に応じて学校裁量とするが、領域間の均衡が維持できるように留意する。
  - ・ 時間（単位）が割り当てられていない活動には、学校の実情に応じて別途の時間を確保する。
  - ・ 特別活動は、学校の必要に応じて、時間（単位）配当基準より多くの時間を確保して運営することができ、多様な方式で時間運営を統合するとか、分割するなど融通を利かせることができる。
- ⑤ 第11、12学年の2年間は、選択教育課程を編成・運営する。
- ・ 選択教育課程の総履修単位は、144単位で、これを選択教科136単位、特別活動8単位に分けて編成する。
  - ・ 選択教科は、一般選択教科と深化選択教科に区分する。
  - ・ 一般選択教科は、教養及び実生活に関連する教科であり、深化選択教科は、生徒の進路、適性と素質を啓発するための教科である。
  - ・ 一般選択教科は、生徒の均衡の取れた履修のため、①人文・社会科群（国語、道徳、社会）、②科学・技術教科群（数学、科学、技術・家庭）、③芸能・体育教科群（体育・音楽、美術）、④外国語教科群（外国語）、⑤教養教科群（漢文、教養）に分類する。すべての生徒は、教養教科群から2教科以上、①～④の教科群では、1教科以上を履修する。ただし、自分の進路のため、深化選択教科を集中履修しようとする場合、一般選択教科を履修しなくてもよい。
  - ・ 深化選択教科のうち、教科名にⅡのつく教科を選択するためには、Ⅰを先に履修しなければならないが、学校の実情、生徒の要求、教科の性格に応じて、履修を免除するか、代替することができる。
  - ・ 選択教科として配当された136単位のうち、地方自治体の教育行政及び各学校は、それぞれ

28 単位以上指定することができる。生徒の選択の割合は最大 50%までとするが、地域や学校の実情に応じて施行するようにする。

なお、第 7 次教育課程の具体的な授業時数や選択教科については表 1、2 のとおりである。

学校				初等学校				中学校			高等学校		
学年		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
教            科	国語	国語		238	204	204	204	170	136	136	136		
	道徳	210	238	34	34	34	34	68	68	34	34		
	社会	数学		102	102	102	102	102	102	136	170		選
		120	136	(国史68)									
	数学	正しい生活		136	136	136	136	136	102	102	136		
	理科	60	68	102	102	102	102	102	136	136	102		択
	実科	賢い生活		/	/	68	68	技術・家政					
		90	102			68	102	102	102				
	体育	楽しい生活		102	102	102	102	102	102	68	68		教
	音楽	180	204	68	68	68	68	68	34	34	34		
	美術	「私たちは 1年生」		68	68	68	68	34	34	68	34		
	外国語 (英語)	80	-	34	34	68	68	102	102	136	136		科
裁量活動	60	68	68	68	68	68	136	136	136	204			
特別活動	30	34	34	68	68	68	68	68	68	68		8単位	
年間授業数	830	850	986	986	1,088	1,088	1,156	1,156	1,156	1,224		144単位	

表 1 「第 7 次教育課程」における授業時数表

表注 1：この時数表は年間 34 週を基準とした年間最少授業時数である。

表注 2：第 1 学年は、30 週を基準としたものである。このうち「私たちは 1 年生」の授業時数は、学年度が開始される 3 月 1 か月間に集中的に配当することとされている。

表注 3：時間の授業時数は、初等学校は 40 分、中学校は 45 分、高等学校は 50 分である。しかし、気候、季節、児童生徒の発達程度、学習内容などに応じて学校が単位時間を調節することができる。

表注 4：第 11 学年と第 12 学年の年間授業時数は 2 年間のものである。50 分の授業を 1 学期間（17 週）行うことで 1 単位とする。

表 2 高等学校における教育課程

区分		国民共通基本 教育課程（高 1）	選択教科	
			一般選択教科	深化選択教科
人文・社会 教科	国語	国語（8）	国語生活（4）	話法（4）、読書（8）、作文（8）、文法（4）、文学（8）
	道徳	道徳（2）	市民倫理（4）	倫理と思想（4）、伝統倫理（4）
	社会	社会（10） （国史 4 単位を 含む）	人間社会と環境（4）	地理（8）、世界地理（8）、経済地理（6）、近現代史（8）、世界史（8）、法と社会（6）、誠二（8）、 経済（6）、社会・文化（6）

科学・技術 教科	数学	数学 (8)	実用数学 (4)	数学Ⅰ (8)、数学Ⅱ (8)、微分と積分 (4)、 確立と統計 (4)、離散数学 (4)
	科学	科学 (6)	生活と科学 (4)	物理Ⅰ (4)、科学Ⅰ (4)、生物Ⅰ (4)、地球 科学Ⅰ (4)、物理Ⅱ (6)、科学Ⅱ (6)、生物Ⅱ (6)、 地球科学Ⅱ (6)
	技術・ 家庭	技術・家庭 (6)	情報社会と コンピューター (4)	農業化学 (6)、工業技術 (6)、企業経営 (6)、 海洋科学 (6)、家政科学 (6)
芸能・体育 教科	体育	体育 (4)	体育と健康 (4)	体育理論 (4)、体育実技 (4以上)
	音楽	音楽 (2)	音楽と生活 (4)	音楽理論 (4)、音楽実技 (4以上)
	美術	美術 (2)	美術と生活 (4)	美術理論 (4)、美術実技 (4以上)
外国語 教科	外国語	英語 (8)	—	英語Ⅰ (8)、英語Ⅱ (8)、英会話 (8)、英語 読解 (8)、英作文 (8)
		—	独語Ⅰ (6)、仏語Ⅰ (6)、 スペイン語Ⅰ (6)、中国 語Ⅰ (6)、日本語Ⅰ (6)、 ロシア語Ⅰ (6)、アラビ ア語Ⅰ (6)	独語Ⅱ (6)、仏語Ⅱ (6)、スペイン語Ⅱ (6)、 中国語Ⅱ (6)、日本語Ⅱ (6)、ロシア語Ⅱ (6)、 アラビア語Ⅱ (6)
教養 教科	漢文 教養	—	漢文 (6)、教練 (6)、哲 学 (4)、倫理学 (4)、心 理学 (4)、教育学 (4)、 生活経済 (4)、宗教 (4)、 生態と環境 (4)、進路と 職業 (4)、その他 (4)	漢文古典 (6)
履修単位		(56)	24以上	112以下
裁量活動		(12)	—	—
特別活動		(4)	—	8
総履修単位		(72)	—	144

表注1：( )内の数字は、単位数である。1単位は毎週50分授業を基準とし、1学期(17週)の間履修する。

表注2：教養教科の中で深化選択教科が必要な場合は、地方自治体の教育課程編成・運営指針に基づき、新しい教科を新設することができる。

## 5. 第7次教育課程における教育評価

学校で実施する評価活動については、▽多様な評価手段と方法で達成度を評価し、児童生徒の目標達成度を確認し、授業の質改善のための資料として活用、▽教科の評価は、筆記試験等に頼るのではなく、児童生徒の表現力や生活態度等を評価する観察評価も含めて調和的に行う、▽道徳的、技能的、創意的な面が、特に重視される教科へ評価は、妥当な評定基準に基づいて実施、▽教員は、学校で教えた知識と技能に対し、評価するように留意し、学校外での教育により学習した知識と技能は評価しないように留意、▽初等学校における教科活動への評価は、児童の活動状況と特徴、進歩の程度などを把握し、その結果を叙述的に記録することを原則にする、等を「第7次教育課程」で定めている。



これらを踏まえ、初等中等段階を通じて各学校では、政府が指定する様式で、児童生徒の学業成績及び人間性等を総合的に観察・評価して指導及び上級学校の学生選抜に活用するために、総合生活記録簿を作成している<sup>5</sup>。記載事項としては、出席状況、身体発達事項、賞罰、資格取得、進路指導状況、学校裁量時間の活動記録、特別活動状況、ボランティア及び体験活動状況、行動発達事項、総合意見、教科学習発達事項その他が設けられている。初等学校においては、教科学習発達事項も文章で記載することとされているが、中学校及び高等学校では教科ごとに絶対評価を行い、到達度別5段階評価（秀、優、美、良、可）と席次を記載している。

また「第7次教育課程」では、教育課程の質管理のために、政府は、周期的に児童生徒の学力評価、学校と教育機関評価、教育課程編成運営に関する評価を実施しなければならないと定めている。これらを踏まえ、国の教育課程の研究・開発を担当している教育課程評価院によって「全国学習到達度調査」（以下、調査）が、2001年より毎年行われている<sup>6</sup>。同調査は、初等学校第6学年、中学校第3学年、高等学校第1学年の生徒、それぞれ約1%を対象とし、抽出された生徒は、国語・社会・数学・理科・英語の各教科別のテストを受け、結果により、「優秀学力」「普通学力」「基礎学力」「基礎学力未達成」の4段階の評価を受けることになっている。

このほか同院によって2002年より毎年「初等学校第3学年基礎学力診断調査」が行われている。同調査は、教育課程評価院が定める基礎学力水準に到達していない学力不振児童の比率を把握することを目的としており、無作為に抽出される児童を対象に、「読み取り」、「書き取り」、「算数」のテストが実施されている。

表3 全国学習到達度調査

学校別	対象	調査教科	調査範囲
初等学校	第6学年	国語・社会・数学・理科・英語	初等学校第4学年～第6学年の全課程
中学校	第3学年	国語・社会・数学・理科・英語	中学校第1学年～第3学年の全課程
高等学校	第1学年	国語・社会・数学・理科・英語	高等学校第1学年の全課

## 6. 教育課程の全面改訂から部分改訂への流れ

政府は、2011年に全面的な実施が予定されている学校週5日制に対応し、また急激な社会変化の実情に即した学校カリキュラムを導入すべく、教育課程を5～10年周期の全面改訂から、急激な社会変化を踏まえ、教育課程の中身を随時、補完・修正できる部分改訂を実施する方針を明らかにした。以下では、2008年8月25日に告示された算数及び英語の一部改訂について取り上げる。

第7次教育課程では、児童・生徒の能力と個人差により多彩な教育機会を提供するための「水

準別教育課程」が導入されていることはすでに述べたが、今回の告示では、これまでの「水準別教育課程」に関して詳細に規定されていた部分が削除され、「国語、社会、算数、理科、英語では水準別授業を勧奨する」という記述となり、「水準別授業運営のための学習集団は、学校の要件や生徒の特性に従い多様な編成を行うことができる」と各学校の自律的な運営を促す内容に改訂された。また、初等教育における深化学習については、その内容に60項目が削除されるなど、学習量の削減と難易度の下方修正が行われた。こうした改訂の背景として、韓国最大の日刊新聞である『朝鮮日報』は、「水準別授業のために教科書に深化学習を導入したにもかかわらず、ほとんどの学校がすべての児童・生徒に対し深化学習を行っており、その結果授業の学習量や難易度が上昇する要因となっているためである」と記述している。まず算数に関する改訂としては、深化学習に関する記述の大部分が削除されるとともに学習内容における他教科との関連性や連携性の強化、学習内容の調整による学習量の削減が行われた。例えば、算数における「重さ」の単元を初等学校第4学年から第3学年へと改訂することにより、理科や社会等の他教科との関連性を深めることができるとしている。また英語に関する改訂では、アルファベットの導入時期を初等学校第4学年から第3学年とし、中学校英語においては、表現機能であるスピーキングとライティングを強化、さらに各学年間の新出語彙数を調整し、各学校段階別の語彙数の差の調整等が行われた。

表4 学年別語彙数

学年	現行	改訂後	学年	現行	改訂後
初等学校3学年	80～120語	110語	中学校1学年	80～120語	170語
4学年	80～120語	120語	2学年	250語	280語
5学年	90～130語	130語	3学年	350語	390語
6学年	90～130語	140語	高等学校1学年	450語	450語

## 7. まとめ

1995年に大統領の諮問機関「教育改革委員会」が設置され、「世界化・情報化時代を主導する新教育体制樹立のための教育改進黨」が提示されたことにより、韓国の教育政策はドラスティックな変貌を遂げたといえる。特に、同改進黨に基づき、学校週5日制の導入や大学入試制度の改善、生涯学習社会の基盤整備、親が参加する学校運営委員制度の実施など現在の教育政策の根幹を成す改革の方向性が示されたといえる。そして今回取り上げた「第7次教育課程」も、同改進黨をもとに、「学習者中心の教育」「多様で特性化された教育」「自律的な教育」等の実現を

目標に掲げつつ、児童・生徒の自主的な学習を促す目的として「選択科目の拡大」と学習者個人の人理解度に合わせた「水準別学習指導」の充実をめざしてきた。こうした取り組みは、近年全世界的な注目を集めている OECD 主管の「生徒の学習到達度調査 (PISA)」の結果においても優秀な成績を維持し続けている点から、国内外において一定の評価をうけているとあってよい。それは、全面改訂を続けてきた教育課程が第7次教育課程以降、教育理念を据え置きにしながら教科別における教育内容及び時間数の調整にとどまっている点からもうかがえる。しかし、一方で過度の受験戦争がもたらす弊害については、同改革案においても解決すべき重要な問題であると位置づけられながらも、解決されることなく現在も大きな教育的課題とされている。特に、水準別教育課程の導入にみられるように競争原理を導入した教育課程は親たちの教育熱を煽ることとなり、結果として塾や家庭教師などの私教育は増大しつづけている。こうした私教育の増大は、家計を圧迫することとなり所得における階層間格差が、児童生徒の教育機会の不平等をもたらしている。例えば、2001年には、私教育費の規模が、10.7兆ウォン（約1兆700億円）、2003年には、13.6兆ウォン（約1兆3,600億円）へと増加、課外教育を受ける生徒の割合も58.2%（2000年）から72.6%（2003年）と増加を見せている。この問題を重くみた政府は、2004年2月18日、家庭に対する過重な私教育費の負担を軽減し、受験重視による弊害から生徒たちを保護することを目的とした「私教育費軽減対策」を発表、問題視されてきた私教育費負担の軽減を図ることとなったが、いまだに十分な結果を残せていない。

また、選択教育課程においては、生徒の専門性の伸長という点で機能しているようにもみられるが、実際には科学・技術教科群のうち、生物や科学が苦手なため数学関連の授業ばかりを履修した学生が大学入試試験により医学部に合格した結果、生物や科学の知識がほとんどないため、大学の授業が全く理解できないという事態を引き起こしている。すなわち、政府は、生徒に早い段階から自分の適性や素質を伸長させる機会を提供することにより将来の職業選択に生かしてもらいたいというねらいがあるにもかかわらず、実際には、大学入試試験を有利に進めるための手段となってしまっているのである。地方自治体や各学校の判断によって50%の選択教科の決定がおこなわれるとしても、受験に有利な教科選択を行う学校が出現する可能性がないとはいえない。

これら教育格差による教育機会の不平等や受験に傾斜した教科選択の実態は、教育課程における改善すべき点として位置づいている。すなわち「児童生徒たちが自分の適性と素質にあった教科目を選択し、能動的、自律的に勉強するようにする“学習者中心の教育課程”」を目指す第7次教育課程の前提条件、すなわち教育の機会の均等をどのように確保していくかが大きな課題となっている。

## 注

- 1 同改革案は、①開かれた教育社会・生涯学習社会の基盤構築、②大学の多様化と特性化、③初等中等学校の自律的運営のための「学校共同体」の構築、④人間性及び創意性を育てる教育課程、⑤国民の負担を軽減する大学入試制度の改善、⑥学習者の多様な個性を尊重する初等中等教育運営、⑦学校運営に関する規制緩和、⑧教員の資質向上、⑨教育への財政支援の増大の9つで構成されている。
- 2 戦後1949年12月31日に公布された教育法は、多様に変化している教育環境を充足させるには限界があり、論理的、法的に解釈上の矛盾も少なくなかった。そこで1990年代より教育法の全面的な改編の必要性が提起され、1995年、教育改革委員会によって教育改革案のひとつとして、教育法の改編が提起され、1997年の提起国会において、「教育基本法」、「初等・中等教育法」、「高等教育法」、等教育関連の法律が可決された。
- 3 人間社会に対し、広く利益をもたらすという意味。
- 4 深化学習とは、基本レベルを十分に習得している児童・生徒に対し、より高度な内容の学習を提供するものである。一方、補充学習とは、基本レベルに達していない児童・生徒に対し、基本レベルへの到達を目的とした補習的な内容の学習を提供するものである。
- 5 生活記録簿については、初・中等教育法第25条において「学校の長は、生徒の学業成就度、及び性格を総合的に観察・評価し、生徒指導、及び上級学校の生徒選抜に活用できる資料を教育部長官の定める基準に従い、作成・管理しなければならない」と規定されている。
- 6 学習到達度調査については、初・中等教育法第9条における「教育人的資源部長官は、学校に在学中である生徒の学習到達度測定評価を行うことができる」を根拠に実施されている